

# 維持業務委託検査要領

## (趣旨)

第1 この要領は、三重県建設工事検査規則(昭和40年11月5日三重県規則第81号)で規定する検査のうち、維持業務委託の検査に関して必要な事項を定めるものとする。

## (検査の対象)

第2 検査員が行う検査の対象は、維持業務委託契約書の条項(森林整備請負契約書の条項を含む。)に基づく業務で、契約図書に作業内容、数量又は規格値等を定めている業務とする。

ただし、機能維持のための保守点検業務、道路・河川・海岸等清掃業務、市町・各種団体等への委託業務(樋門操作委託、公園維持管理委託等)及び協定に基づく委託業務は対象外とする。

## (その他)

第3 その他維持業務委託の検査に関しこの要領に定めのない事項については、「工事検査要領」の規定を準用するものとする。

附則 この要領は、平成12年4月1日から適用する。

附則 この要領は、平成14年6月1日から適用する。

附則 この要領は、平成18年9月1日以降の検査から施行する。

附則 この要領は、平成22年7月1日から適用する。

附則 この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附則 この要領は、平成25年4月1日から適用する。